処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

					( がは又 )
		担当課	循環型社会	検索番号	
			推進課		
法令名	使用済自動車の再資源化等 に関する法律	根拠条項	第 58 条第 1 項	Į	
不利益処分	フロン類回収業者の登録取消し、事業停止命令				

## (根拠規定)

# 使用済自動車の再資源化等に関する法律

(登録の取消し等)

- 第五十八条 都道府県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その 登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずる ことができる。
  - 一 不正の手段により第五十三条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けたと き
  - 二 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する 設備が第五十六条第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
  - 三 第五十六条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなったとき。
  - 四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

# (処分基準)

# 愛媛県自動車関連事業者行政処分取扱要領

(登録の取消しの基準)

第4条 保健所長は、登録業者が別表第1各項(3の項 (9)及び(11)並びに法第42条第1項の規定による登録を取得している者にあっては(2)法第53条第1項の規定による登録を取得している者にあっては(5)をそれぞれ除く。)のいずれかに該当する場合は、登録の取消しを行うものとする。

(事業停止命令の基準)

- 第6条 保健所長は、登録業者が別表第2(2の項 (3)及び4の項 (2)を除く。)の左欄 各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日 数を上限とする期間を定めて、事業停止命令を行うものとする。
  - 2 略
  - 3 事業停止命令は、当該違反業者に係る当該事業の全部を停止させるものとする。ただし、 事業の一部を停止させることにより法の目的を達成することができると認められるときは、 この限りではない。

#### (その他)

# 別表第1(第4条、第5条関係) 登録及び許可の取消しの基準

- 1 取得している登録又は許可に係る欠格条項に該当するに至ったとき。ただし、 処分の対象は当該登録又は許可に限る。
- 2 第6条第1項又は第2項の規定による事業停止命令に違反したとき。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合
  - (1) 法第20条第3項の規定による命令に違反したとき。
  - (2) 法第 42 条第 1 項の規定に違反したとき。
  - (3) 法第51条第1項第1号の規定に該当したとき。
  - (4) 法第 51 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、かつ、改善が不可能であるとき。 ただし、処分の対象は法第 42 条第 1 項の規定による登録に限る。
  - (5) 法第53条第1項の規定に違反したとき。
  - (6) 法第58条第1項第1号の規定に該当したとき。
  - (7) 法第 58 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、かつ、改善が不可能であるとき。 ただし、処分の対象は法第 53 条第 1 項の規定による登録に限る。
  - (8) 法第60条第1項の規定に違反したとき。
  - (9) 法第66条第1号(法第72条において準用する場合を含む。)後段の規定に 該当し、かつ、情状が特に重いとき。
  - (10) 法第66条第2号(法第72条において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定に該当したとき。
  - (11) 法第66条第3号(法第72条において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定に該当し、かつ、改善が不可能であるとき。ただし、処分の対象は法第 60条第1項(法第72条において読み替えて準用する場合は法第67条第1項)の規定に よる許可に限る。
  - (12) 法第67条第1項の規定に違反したとき。
  - (13) 法第70条第1項の規定に違反したとき。
  - (14) 法第90条第3項の規定による命令に違反したとき。
  - (15) 法第 122 条第 11 項の規定に違反したとき。
- 4 事業停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、第6条第1項又は第2項の規定による事業停止命令の対象となる違反行為をしたとき。
- 5 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、 又は生活環境の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。

1 別表第1 3、4、又は5項のいずれかに該当する場合(第7条第1項 の規定により、登録又は許可の取消しを行わなかったものに限る。)	180日
<ul> <li>2 次の各号のいずれかに該当する場合</li> <li>(1) 法第51条第1項第2号の規定に該当したとき。ただし、処分の対象は法第42条第1項の規定による登録に係る事業に限る。</li> <li>(2) 法第58条第1項第2号の規定に該当したとき。ただし、処分の対象は法第53条第1項の規定による登録に係る事業に限る。</li> <li>(3) 法第66条第3号(法第72条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に該当したとき。ただし、処分の対象は法第60条第1項(法第72条において読み替えて準用する場合は法第67条第1項)の規定による許可に係る事業に限る。</li> </ul>	必要な 改善期間
3 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第 16 条第 5 項(法第 18 条第 8 項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。 (2) 法第 46 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (3) 法第 48 条第 1 項(法第 59 条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 法第 57 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 法第 63 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (6) 法第 64 条(法第 72 条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (7) 法第 71 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (8) 法第 130 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (9) 法第 131 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	30日
4 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。 (2) 法第 66 条第 1 号 (法第 72 条において準用する場合を含む。)後段の規定に該当したとき。	10日